

## 役員報酬等及び費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第30条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等及び費用に関し必要な事項を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、理事のうち、この法人の主たる事務所又は指定する事務所で勤務をする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与其他職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬及び退職慰労金とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この連盟は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 月額基本報酬は、次の額を限度額とする。

(1) 常勤理事	500,000円
----------	----------

常勤役員には、期末手当を支給する。  
支給できる期末手当については、月額基本報酬の2か月を基準として、社員総会で承認を得た額の範囲内とする。ただし、在職期間の計算は、10日未満の端数がある場合、その端数は切り捨てとする。

(2) 非常勤理事	
ア 副理事長	150,000円
イ 執行委員長	100,000円
ウ 珠算教育研究所長・総務委員長	80,000円
エ 理事（常勤理事及び上記ア～ウ以外）	30,000円
オ 外部理事	20,000円

(3) 非常勤監事 限度額 70,000円

3 執行委員会又は総務委員会の副委員長ならびに研究所主任研究員に任命され、その任により業務量が増加した場合には、その内容に応じて月額20,000円を限度として付加することができる。

4 役員に対し、この連盟より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員への講師の支払いに関する規則に基づき支給することができる。

### (退職慰労金の支給)

第3条の2 この連盟は、退職慰労金を常勤役員が退職した場合に、職務執行の対価として支給することができる。

2 退職慰労金は、次のとおりとする。

(1) 常勤理事  
月額報酬の75%×勤務年数

3 常勤役員が退職した場合に、その者が退職の日又はその翌日に再び常勤役員となったときは、その退職については退職慰労金を支給しない。

4 退職慰労金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、常勤役員として引き継いだ在職期間による。

5 在職期間の計算は、常勤役員となった日の属する月から、退職した日の属する月までの月数による。

6 計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切捨てる。ただし、傷病又は死亡による退職で在職期間が6か月以上1年未満の場合及び第5条第1項による退職で在職期間が1年未満の場合には、これを1年とする。

7 前項のただし書きにある死亡による退職の場合には、その遺族に支給する。

### (報酬額等の不支給)

第3条の3 役員による報酬等は、次の各号に該当する者には支給しない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったため免職の処分を受けた者
- (2) 禁固以上の刑に処せられたため免職の処分を受けた者

## < 役員の報酬等及び費用に関する規程 >

(3) 連盟の名誉を傷つけ、又は連盟の目的に反する行為を行ったため免職処分を受けた者

### (報酬額等の決定)

第4条 理事の報酬等は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務を勘案して、理事会が決定するものとする。

2 監事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定するものとする。

3 退職慰労金については、支給した月額報酬を基準として、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内とする。

### (報酬等の支給)

第5条 報酬等の支給日、支給方法、報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

### (報酬額の減額)

第5条の2 役員が傷病及びその他の理由で、執務が行えない状況になったときは、報酬月額半額及び付加給を減じる。

### (遺族の範囲及び順位)

第5条の3 第3条の2第7項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹で役職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族

2 前項に掲げる者が、退職慰労金を受ける順位は、各号の順とし、第2号に掲げる者のうちでは、その掲げられた順による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。（祖父母についても同じ）

3 退職慰労金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

### (費用)

第6条 この連盟は、役員がその職務執行に当たって負担した費用についてはこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費に係る実費経費のみ支給とする。

### (公表)

第7条 この連盟は、この規程をもって、報酬及び退職慰労金の支給基準として公表するものとする。

### (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 附 則

### (規程の変更)

第9条 この規程は、社員総会の決議を経なければ変更することができない。

### (施行期日)

第10条 この規程は、平成25年7月1日から施行する。

2 この規程は、平成30年9月9日の社員総会後から一部改正施行する。

3 この規程の一部改正に伴い、従前の理事及び監事の報酬額に関する内規は、廃止する。

4 この規程は、令和5年9月3日の社員総会後から一部改正施行する。